



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年4月7日（金） 第10089号

目次

ページ

告 示

○指定納付受託者の指定（デジタルトランスフォーメーション戦略課）	2
○解除予定保安林（森林保全課）	2
○同	2
○同	3
○道路の区域変更（道路管理課）	3
○同	3
○道路の供用開始（同）	4
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水環境課）	4
○同	4
○同	5

公 告

○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	5
○同	6
○土地改良区の定款変更認可（同）	6
○都市計画下水道の変更に係る縦覧（下水環境課）	6
○開発工事の完了（建築課）	7

入 札 公 告

○一般競争入札の実施（警察本部会計課）	10
---------------------	----

落 札

○落札者等の決定（警察本部会計課）	12
-------------------	----

■ 告 示

◎群馬県告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定した。

令和5年4月7日

群馬県知事 山 本 一 太

指定納付受託者の所在地及び名称	指定をした日	歳入の種類
豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン 60 13階 株式会社しんきんカード	令和5年3月23日	県庁32階の官民共創スペース運営・活用業務における利用料金
東京都江東区豊洲二丁目2番31号 S MBC豊洲ビル 三井住友カード株式会社	令和5年3月23日	県庁32階の官民共創スペース運営・活用業務における利用料金

◎群馬県告示第114号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年4月7日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 渋川市村上字如意庵3940の5、高崎市吉井町上奥平字西平415の5
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 渋川市小野子字上ノ山1520の4、甘楽郡下仁田町大字上小坂字粒羅替38の33
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第115号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年4月7日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 藤岡市上日野字小柏152の2、字小柏大半寺153の6、153の3・153の4（以上2筆について次の図の示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び藤岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第116号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字岡崎字柏原20の9、33の13
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	120号	沼田市鍛冶町字滝平3828番の3地先内	前	17.0～18.3	34.5
			後	17.7～19.9	34.5
	401号	沼田市鍛冶町字滝平3828番の3地先内	前	17.0～18.3	34.5
			後	17.7～19.9	34.5

◎群馬県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル

県道	小平下仁田線	多野郡神流町大字平原字東 沢592番の1地先内	前	4. 6～6. 1	51. 0
			後	7. 3～8. 1	51. 0

◎群馬県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	353号	渋川市村上字甲里3680番の1地先から同市同字 寺沢3673番の1地先まで	令和5年4月7日

◎群馬県告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、前橋勢多都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 前橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 前橋勢多都市計画下水道事業 前橋勢多公共下水道
- 3 事業施行期間 平成元年8月11日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 平成29年群馬県告示第123号及び令和3年群馬県告示第137号の事業地を次のとおり変更する。

堀越町及び河原浜町の各一部を追加する。

◎群馬県告示第121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、太田都市計画及び蕨塚都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 太田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 太田都市計画及び蕨塚都市計画下水道事業 太田市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成4年12月18日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分
 - ア 太田都市計画下水道事業 平成4年群馬県告示第874号、平成5年群馬県告示第18号、平成10年群馬県告示第135号、平成11年群馬県告示第192号、平成14年群馬県告示第483号、平成14年群馬県告示第587号、平成16年群馬県告示第541号、平成19年群馬県告示第128号、平成19年群馬県告示第129号、平成19年群馬県告示第130号、平成25年群馬県告示第172号、平成25年群馬県告示第173号及び平成29年群馬県告示第145号の事業地を次のとおり変更する。
藤久良町の一部を追加する。
 - イ 蕨塚都市計画下水道事業 変更なし

◎群馬県告示第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、みどり都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 みどり市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 みどり都市計画下水道事業 みどり公共下水道
- 3 事業施行期間 平成4年9月25日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 汚水
 - ア 収用の部分 なし
 - イ 使用の部分 平成4年群馬県告示第834号、平成4年群馬県告示第717号、平成10年群馬県告示第134号、平成10年群馬県告示第224号、平成12年群馬県告示第41号、平成13年群馬県告示第98号、平成18年群馬県告示第89号、平成18年群馬県告示第90号、平成23年群馬県告示第147号、平成28年群馬県告示第132号及び令和3年群馬県告示第146号の事業地を次のとおり変更する。
笠懸町鹿の一部を追加する。
 - (2) 雨水
 - ア 収容の部分 なし
 - イ 使用の部分 変更なし

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び

退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
牛の平	監 事	新 任	中村学	利根郡片品村大字鎌田4016番地8
	同	退 任	倉田秀和	同 同 大字東小川272番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
利根加用水	監 事	新 任	吉永清	邑楽郡千代田町大字萱野甲1170番地2
	同	退 任	飯塚孝一	同 同 同 1223番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により松義台地土地改良区の定款の変更を令和5年3月30日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、みどり都市計画下水道（みどり公共下水道）の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 みどり都市計画下水道 みどり公共下水道
- 2 都市計画の変更年月日 令和5年3月23日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課及びみどり市都市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	北群馬郡吉岡町大字大久保字熊野328-5、330-2、331-2、332-2、332-2地先 白地の一部、336-2、337-2、342-2、343-2、345-4、349-2の一部、字片貝352の一部、353-3、353-5の一部、355-1、355-2、356-1、356-2、356-2地先 白地の一部、357-1、357-2、357-3、357-4の一部、357-5、357-6、357-7、358-1、358-2、359-1、359-2、360-1、360-2、361-1、361-2、361-3、361-4、362-1、362-5、363-3、363-3地先 地区外、364-1、365-1、365-2、365-3、365-4、365-4地先 白地の一部、365-5の一部、366、367-1、367-2、367-3、367-4、367-5、367-6、367-7、368-1、368-2、368-3、369、370-1、370-2、371-1、371-2、371-3、371-4、372-1、372-2の一部、372-2地先 白地、372-3、373-1、373-2、373-4、373-5、373-6、374-1、374-2、374-3、375-1、375-2、376-1、376-2、376-3、377-1、377-2、378-1、378-2、379-1、379-2、379-3の一部、380-1、380-2、381-1、381-2、382-1、382-2、382-3の一部、382-4の一部、383-1、383-2、384-1、384-2、385-1、385-2、386-1、386-2、386-3の一部、387-1の一部、388-1の一部、388-2の一部、字七日市514-1、514-2、514-3、514-3地先 白地の一部、515-1、515-2、515-3、515-3地先 白地、516-1、516-1地先 白地の一部、516-2、516-2地先 白地の一部、517-1、523-2、523-3、523-4、523-5、523-6、524-2、524-2地先 白地の一部、524-4、525-1、525-2、526-1、526-2、526-3、526-4、526-5、526-5地先 地区外、526-6、526-6地先 地区外、526-7、526-8、527-1、527-2、527-2地先 地区外、527-3、527-4、527-5、527-6、字	茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号 株式会社ジョイフル本田 代表取締役社長 細谷武俊

吉開戸528-1、528-2、528-2地先
白地の一部、528-4、528-5、528-
6、530-6、530-7、530-8(第1工
区北群馬郡吉岡町大字大久保字片貝353-3の
一部、355-1の一部、356-1の一部、3
57-1の一部、357-2の一部、357-
3、357-4の一部、357-7の一部、35
8-1の一部、359-1の一部、360-1の
一部、361-1の一部、361-2の一部、3
61-4、362-1、362-5、363-
3、363-3地先 地区外、364-1、365
-1、365-2、365-3、365-4、3
65-4地先 白地、367-4の一部、367-
5の一部、367-6の一部、367-7の一
部、368-1の一部、368-2、368-3
の一部、369の一部、370-2の一部、37
1-1、371-2、371-3、371-4、
372-1、372-2の一部、372-2地先
白地、372-3、373-1、373-2、3
73-4、373-5、373-6、374-
1、374-2、374-3、375-1、37
5-2、376-1、376-2、376-3、
377-1、377-2、378-1、378-
2、379-1、379-2、379-3の一
部、380-1、380-2、381-1、38
1-2、382-1、382-2、382-3の
一部、382-4の一部、383-1、383-
2、384-1、384-2、385-1、38
5-2、386-1、386-2、386-3の
一部、387-1の一部、388-1の一部、3
88-2の一部、字七日市514-1の一部、5
14-2の一部、514-3の一部、514-3
地先 白地の一部、515-1の一部、515-3
地先 白地の一部、526-4の一部、526-
5、526-5地先 地区外の一部、526-6、
526-6地先 地区外の一部、526-7、52
6-8、527-1、527-2の一部、527
-2地先 地区外の一部、527-5、527-
6、字吉開戸528-2地先 白地の一部)(第3工
区北群馬郡吉岡町大字大久保字熊野328-5、
330-2、331-2、332-2、332-
2地先 白地の一部、336-2、337-2、3
42-2、343-2、345-4、349-2
の一部、字片貝353-3の一部、353-5の
一部、355-1の一部、355-2、356-
1の一部、356-2、356-2地先 白地の一
部、357-1の一部、357-2の一部、35
7-4の一部、357-5、357-6、357
-7の一部、358-1の一部、358-2、3
59-1の一部、359-2、360-1の一
部、360-2、361-1の一部、361-2
の一部、361-3、365-5の一部、367
-4の一部、367-5の一部、367-6の一
部、367-7の一部、368-1の一部、36
9の一部、370-2の一部、371-2の一
部、371-3の一部、371-4の一部、37
2-1の一部、372-2の一部、373-2の
一部、373-6の一部、375-2の一部、3

	<p>78-2の一部、379-1の一部、379-3の一部、382-1の一部、382-3の一部、382-4の一部、384-1の一部、386-3の一部、387-1の一部、388-1の一部、字七日市514-1の一部、514-2の一部、514-3の一部、514-3地先 白地の一部、515-1の一部、515-2の一部、515-3の一部、515-3地先 白地の一部、516-1の一部、516-1地先 白地の一部、516-2の一部、516-2地先 白地の一部、517-1の一部、526-3の一部、526-4の一部、526-5地先 地区外の一部、526-6地先 地区外の一部、527-2の一部、527-2地先 地区外の一部、527-3の一部、字吉開戸528-2地先 白地の一部)</p>	
<p>2</p>	<p>北群馬郡吉岡町大字大久保字熊野328-5、330-2、331-2、332-2、332-2地先 白地の一部、336-2、337-2、342-2、343-2、345-4、349-2の一部、字片貝352の一部、353-3、353-5の一部、355-1、355-2、356-1、356-2、356-2地先 白地の一部、357-1、357-2、357-3、357-4の一部、357-5、357-6、357-7、358-1、358-2、359-1、359-2、360-1、360-2、361-1、361-2、361-3、361-4、362-1、362-5、363-3、363-3地先 地区外、364-1、365-1、365-2、365-3、365-4、365-4地先 白地の一部、365-5の一部、366、367-1、367-2、367-3、367-4、367-5、367-6、367-7、368-1、368-2、368-3、369、370-1、370-2、371-1、371-2、371-3、371-4、372-1、372-2の一部、372-2地先 白地、372-3、373-1、373-2、373-4、373-5、373-6、374-1、374-2、374-3、375-1、375-2、376-1、376-2、376-3、377-1、377-2、378-1、378-2、379-1、379-2、379-3の一部、380-1、380-2、381-1、381-2、382-1、382-2、382-3の一部、382-4の一部、383-1、383-2、384-1、384-2、385-1、385-2、386-1、386-2、386-3の一部、387-1の一部、388-1の一部、388-2の一部、字七日市514-1、514-2、514-3、514-3地先 白地の一部、515-1、515-2、515-3、515-3地先 白地、516-1、516-1地先 白地の一部、516-2、516-2地先 白地の一部、517-1、523-2、523-3、523-4、523-5、523-6、524-2、524-2地先 白地の一部、524-4、525-1、525-2、526-1、526-2、526-3、526-4、526-5、</p>	<p>茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号 株式会社ジョイフル本田 代表取締役社長 細谷武俊</p>

	526-5地先 地区外、526-6、526-6地先 地区外、526-7、526-8、527-1、527-2、527-2地先 地区外、527-3、527-4、527-5、527-6、字吉開戸528-1、528-2、528-2地先 白地の一部、528-4、528-5、528-6、530-6、530-7、530-8（第2工区北群馬郡吉岡町大字大久保字片貝352の一部、368-1の一部、369の一部、370-1、370-2の一部、字七日市515-2の一部、515-3の一部、515-3地先 白地の一部、516-1の一部、516-1地先 白地の一部、516-2の一部、516-2地先 白地の一部、517-1の一部、523-2、523-3、523-4、523-5、523-6、524-2、524-2地先 白地の一部、524-4、525-1、525-2、526-1、526-2、526-3の一部、526-5地先 地区外の一部、526-6地先 地区外の一部、527-2地先 地区外の一部、527-3の一部、527-4、字吉開戸528-1、528-2、528-2地先 白地の一部、528-4、528-5、528-6、530-6、530-7、530-8）	
3	渋川市行幸田字中之面344-1	前橋市田口町630番地の1 関水電業株式会社 代表取締役 齋藤正美

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年4月7日

群馬県警察本部長 小笠原 和 美

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量 電子計算機等賃借（GP-WAN端末等） 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和6年3月1日（金）から令和12年2月28日（木）まで
- (4) 借入場所 群馬県警察本部等
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定によ

り作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和5年4月24日（月）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年5月8日（月）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 本調達物品納入後の保守体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110 内線2214～2216

- (2) 入札説明書の交付方法 令和5年4月7日（金）から同月24日（月）までの日（群馬県の休日定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県警察本部が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和5年5月11日（木）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和5年5月8日（月）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「電子計算機等賃借（G P - W A N 端末等）入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年5月18日（木）午前9時30分 群馬県警察本部庁舎地下1階入札室（郵送による場合は、書留郵便とし、同年5月17日（水）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県警察本部警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「電子計算機等賃借（G P - W A N 端末等）入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつ

た者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者に直ちにくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: OGASAWARA Kazumi, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the services to be required: Lease for the Electronic Computer, etc.1 set

(3) Rent period: From March 1, 2024 through February 28, 2030

(4) Delivery place: Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, etc.

(5) Bidding deadline: May 18, 2023 at 9:30 a.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than May 17, 2023 at 5:00 p.m.)

(6) Contact point for the notice: Contract Section, Finance Division, Department of Police Administration Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8580, Japan, TEL 027-243-0110(ext.2214 to 2216)(Japanese language only)

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和5年4月7日

群馬県警察本部長 小笠原 和 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 警察WAN保守委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和5年3月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社両毛システムズ 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地
- 5 落札金額 36,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和5年2月10日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111